

報道関係者各位

令和2年6月12日

【照会先】

職業安定局 雇用開発企画課

課長：松永 久

課長補佐：宮本 淳子

(代表) 03-5253-1111

雇用調整助成金の助成額の上限額を引き上げます

本日、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律が成立しました。これに伴い、雇用調整助成金の更なる拡充を行いましたのでお知らせします。詳細は以下のとおりです。

1. 助成額の上限額の引上げ及び助成率の拡充について

(1) 助成額の上限額の引上げについて

雇用調整助成金の1人1日あたりの助成額の上限額は、8,330円となっていました。

今般、令和2年4月1日から9月30日までの期間の休業及び教育訓練について、企業規模を問わず上限額を15,000円に引き上げることとしました。

(2) 解雇等を行わない中小企業の助成率の拡充について

解雇等をせずに雇用を維持している中小企業の休業及び教育訓練に対する助成率は、原則9/10（一定の要件を満たす場合は10/10など）となっていました。

今般、この助成率を一律10/10に引き上げることとしました。

	現行 (4/1~6/30)	見直し後 (4/1~9/30)
助成額	1日 8,330円が上限	1日 15,000円が上限
助成率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大企業 2/3 ○ 中小企業 4/5 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>※解雇等がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大企業 3/4 ○ 中小企業 9/10 <p>【中小企業特例】(4/8~6/30)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休業要請を受け休業する等、一定の要件を満たす場合 10/10 ・休業手当支払率が60%超の場合は超えている部分は10/10 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大企業 2/3(変更なし) ○ 中小企業 4/5(変更なし) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>※解雇等がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大企業 3/4(変更なし) ○ 中小企業 10/10 </div>

(3) 遡及適用について（詳細は別添のリーフレットをご覧ください。）

ア (1) 及び (2) の引上げ及び拡充については、既に申請済みの事業主の方についても、以下のとおり、令和2年4月1日に遡って適用となります。

なお、労働局・ハローワークで追加支給分（差額）を計算しますので、再度の申請手続きは必要ありません。

- ① 既に雇用調整助成金の支給決定がなされた事業主
⇒ 後日、追加支給分（差額）を支給いたします。
- ② 既に支給申請をしているが、雇用調整助成金の支給決定がなされていない事業主
⇒ 追加支給分（差額）を含めて支給いたします。

イ ①又は②の事業主の方が、過去の休業手当を見直し（増額し）、従業員に対して追加で休業手当の増額分を支給した場合には、当該増額分についての追加支給のための手続きが必要となります。

2. 緊急対応期間の延長について

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止のため、雇用調整助成金については、令和2年4月1日から同年6月30日までを緊急対応期間とし、各種の特例措置（※1）を講じてきました。

（※1）緊急対応期間中の特例措置

- ・生産量要件の緩和（確認期間3か月→1か月で5%減）
- ・助成対象の拡充（雇用保険被保険者でない労働者も助成金の対象）
- ・助成率の引上げ
- ・支給限度日数の特例 など

今般、緊急対応期間の終期を3か月延長することとし（令和2年9月30日まで延長）、上記1（2）の助成率の拡充に加え、これまでの特例措置も延長して適用することとしました。

なお、緊急対応期間の前から講じていた特例措置（※2）については、対象期間の初日が令和2年9月30日までの間にある休業等に適用することとしました（現行は同年7月23日までの間にあるものに適用。）。

（※2）緊急対応期間前からの特例措置

- ・クーリング期間の撤廃
- ・被保険者期間要件の撤廃 など

3. 出向の特例措置等について

雇用調整助成金の支給対象となる出向については、出向期間が「3か月以上1年以内」とされていますが、緊急対応期間内においては、これを「1か月以上1年以内」に緩和しました。

なお、（公財）産業雇用センターにおいては、新型コロナウイルス感染症への対応として、「雇用シェア（在籍出向制度）」を活用して従業員の雇用を維持する企業を支援するため、「雇用を守る出向支援プログラム2020」を開始しました（詳細は別添のリーフレットをご覧ください。）。

【別添資料】

- リーフレット「雇用調整助成金の受給額の上限を引き上げます」
- リーフレット「雇用を守る出向支援プログラム2020」（産業雇用安定センター）